証券コード　7284
2022年６月14日

株　主　各　位

神奈川県厚木市寿町三丁目１番１号ルリエ本厚木
盟和産業株式会社
取締役社長　飯　塚　　清

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
なお、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点や株主の皆様の安全を確保するため、当日のご来場はお控えいただき、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、事前の議決権行使をお願い申しあげます。

［書面による議決権行使の場合］
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、2022年６月28日（火曜日）午後５時15分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

［インターネットによる議決権行使の場合］
当社指定の議決権行使ウェブサイト(https://www.web54.net)にアクセスいただき、画面の案内にしたがって、2022年６月28日（火曜日）午後５時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。
なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、３頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2022年６月29日（水曜日）午前10時　（受付開始時刻：午前９時）
2. **場　　所**　神奈川県厚木市栄町一丁目16番15号
厚木商工会議所　５Ｆ　501大会議室
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. **目的事項**

報告事項
1. 第67期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。)４名選任の件
第４号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)導入の件

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申しあげます。

＜株主様へのお願い＞

本定時株主総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年と同様、以下の対応とさせていただきますので、ご協力をお願い申しあげます。

- 株主総会当日までの感染防止の状況や政府等の発表内容等により、やむなく会場・開始時刻他を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイトの発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、感染拡大防止の観点から、入場を制限させていただく場合があります。
- ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。
- 当社役員・株主総会運営スタッフは、検温含め、体調を確認の上マスク着用で対応させていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
- 一昨年より、株主総会にご来場の株主様へのお土産は取り止めさせていただきました。何卒ご理解の程お願い申しあげます。

次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。

当社ウェブサイト　http://www.meiwasangyo.co.jp/

インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限	2022年６月28日（火曜日） 午後５時15分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

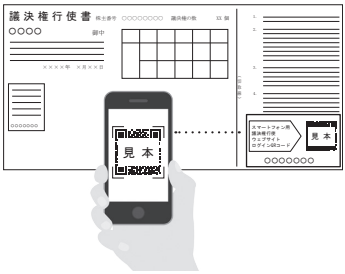

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト　https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

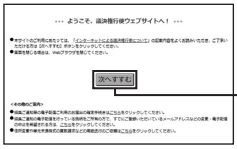

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

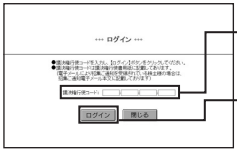

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合せ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話番号：0120－652－031（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

（添付書類）

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当期の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、ワクチン接種の普及や政策効果等により景気は一旦持ち直しの動きがみられたものの、変異株による感染再拡大や供給網の混乱による経済活動の停滞で減速を余儀なくされております。米中対立の長期化やロシアのウクライナ侵攻とこれに伴う資源・エネルギー価格の高騰等、予断を許さない状況が続いております。

当社グループが属する自動車業界におきましては、半導体供給不足の影響や感染拡大に伴う部品供給制約等により生産が減少、原材料価格の上昇や物流網の混乱が続き先行き不透明な状況にあります。

このような状況のもと当社グループは、社員・関係者の感染防止策を徹底するとともに、前期の新型コロナウイルス影響からの業績回復に向けた諸施策に取り組んでまいりました。

当連結会計年度（当社は2021年４月１日～2022年３月31日、海外子会社は2021年１月１日～2021年12月31日）の業績につきましては、半導体供給不足をはじめとする部品供給制約、新型コロナウイルスの感染影響や地震等による得意先の生産調整の影響を受けたものの、コロナ禍による影響が大きかった前期を上回り、売上高は19,679百万円（前連結会計年度比7.5％増）となりました。

損益面につきましては、前期から取り組んでいる収益改善諸施策の効果もあり、営業利益257百万円（前連結会計年度は営業損失515百万円）となりました。経常利益は220百万円（前連結会計年度は経常損失525百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として投資有価証券売却益を計上したこともあり307百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,028百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等の適用により、売上高は276百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ183百万円増加しております。詳細については、連結注記表（会計方針の変更に関する注記）及び個別注記表（会計方針の変更に関する注記）をご覧ください。

② セグメント別の状況

（自動車部品）

部品供給制約等による自動車減産の影響を受けたものの前連結会計年度を上回り、売上高17,931百万円（前連結会計年度比5.8%増）、セグメント利益137百万円（前連結会計年度はセグメント損失505百万円）となりました。

（住宅）

住宅資材を中心に堅調に推移、売上高1,732百万円（前連結会計年度比28.1%増）、セグメント利益117百万円（前連結会計年度はセグメント損失12百万円）となりました。

（その他）

売上高は15百万円（前連結会計年度比3.1%増）、セグメント利益は2百万円（前連結会計年度比15.0%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資額は総額 769百万円であります。これは、主として自動車部品事業における受注品生産のための生産設備及び型治具等の取得であり、生産能力の増強、合理化及び更新などを目的に行ったものであります。

(3) 資金調達の状況

効率的で安定した運転資金の調達を行うため、当期において取引金融機関と総額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルスの感染拡大と防疫政策による需給の歪み、半導体不足等部品供給制約による自動車減産と物流の混乱、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源・エネルギー価格の高騰など不透明さを増しております。

また、当社グループが属する自動車業界は、電動車（EV）へのシフトや自動運転・コネクテッド技術の進化、シェアリングの拡大など大変革期にあります。

このような状況のもと、当社グループの対処すべき課題は以下の通りであります。

① 収益力強化

急激な売上変動や材料価格等の高騰に対応した柔軟な生産体制を構築するとともに、設計開発・生産準備・量産の各段階を通じて原価低減を強化してまいります。

また、グローバル生産拠点（日本、中国、北米、ASEAN）の収益寄与を高め、経営自立化を図るとともに役割分担と連携を進めます。

② 市場開拓

自動車内装部品では、新製品・新技術の提案により差別化を図り競争力を高めます。グループ拠点間の連携と情報共有を強化して日系メーカーのグローバル車種の受注拡大を図るとともに非日系顧客の開拓を進めてまいります。

住宅事業では、住設分野の取引をさらに深化させ、業容の拡大・安定化を図るとともに、新規開拓を加速し有望な開発案件にリソースを重点投入して新たな事業の柱を創出してまいります。

③ 新製品・新技術開発

当社の特長である樹脂の配合・シーティング・成形加工技術を活かし、次の主力製品になり得る新製品、新用途の開発を加速させます。また、既存製品の改良技術開発にも継続的に取組み、当社製品の市場価値を高めてまいります。

さらに、EV対応、カーボンニュートラルやSDGsの観点からも技術開発を進めます。リサイクル材料の使用を通じた廃棄物の抑制、資源の有効活用と製品の軽量化による自動車のエネルギー効率改善に取り組んでおります。

④ 人材開発、気候変動への取組み

人材開発として、異文化対応力に優れ、専門分野に関わらず一人で多くの役割を担うことのできるグローバル人材の育成、性別や年齢、国籍等にこだわらず力のある人材の採用と戦力化の推進、教育研修の拡充に努めてまいります。

また、気候変動への取組みとして、２０５０年のカーボンニュートラル達成、２０３０年までに２０１３年比で二酸化炭素排出量の５０パーセント削減を目指します。地球環境保護に向け、産業廃棄物の排出量削減、リサイクル対象の拡大、エネルギー使用量の削減に取り組んでまいります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

期別 / 項目	第64期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第65期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)	第66期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第67期 (当連結会計年度) (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高	百万円 21,763	百万円 22,361	百万円 18,311	百万円 19,679
経常利益又は経常損失(△)	百万円 337	百万円 109	百万円 △525	百万円 220
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	百万円 300	百万円 268	百万円 △1,028	百万円 307
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	円 85.91	円 76.84	円 △293.88	円 87.88
総資産	百万円 23,242	百万円 22,882	百万円 21,991	百万円 23,044
純資産	百万円 11,166	百万円 11,153	百万円 10,199	百万円 10,776
1株当たり純資産額	円 3,189.88	円 3,186.56	円 2,914.25	円 3,079.35

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

項目＼期別	第64期 （2018年4月1日から 2019年3月31日まで）	第65期 （2019年4月1日から 2020年3月31日まで）	第66期 （2020年4月1日から 2021年3月31日まで）	第67期 （当事業年度） （2021年4月1日から 2022年3月31日まで）
売上高	百万円 17,854	百万円 17,646	百万円 14,170	百万円 14,878
経常利益又は経常損失（△）	百万円 399	百万円 124	百万円 △486	百万円 44
当期純利益又は当期純損失（△）	百万円 552	百万円 407	百万円 △1,487	百万円 165
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	円 157.78	円 116.43	円 △424.93	円 47.33
総資産	百万円 22,325	百万円 22,130	百万円 21,034	百万円 21,461
純資産	百万円 11,664	百万円 11,806	百万円 10,476	百万円 10,335
1株当たり純資産額	円 3,332.09	円 3,373.16	円 2,993.33	円 2,953.38

（注）1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
盟和（大連）汽車配件有限公司	1,004,100千円	100.00	自動車内装部品の製造・販売
盟和（佛山）汽車配件有限公司	1,200,000千円	100.00	自動車内装部品の製造・販売
MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA,INC.	23,500千米ﾄﾞﾙ	100.00	自動車内装部品の製造・販売
MEIWA INDUSTRY(THAILAND)CO.,LTD.	432,000千ﾊﾞｰﾂ	100.00	自動車内装部品の製造・販売

（注） MEIWA INDUSTRY(THAILAND)CO.,LTD.は、2021年5月19日付で増資を行い、資本金が増加しております。

③　特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループの事業区分別主要製品は次のとおりです。

事業区分	品目	主要製品	用途
自動車部品事業	トランク内装品	トランクフロア・ラゲージフロア トランクフロント トランクリッド・バックドアトリム トランクサイド・ラゲージサイド・ラゲージサイドトリム デッキボード トランクツールボックス	床材 フロント内張り部品 バック内張り部品 サイド内張り部品 高剛性床材 床下収納用部品
	フロア内装品	フロアマット デッキマット キャブフロアマット	室内床マット バン系荷台マット トラック系カバーシート
	ルーフ	嵌め込み天井 成形天井	天井内張り部品 〃
	シートバックパネル	シートバックパネル (フロント・セカンド・サード) ネットアッシー	座席付帯部品 〃
	その他	スライドドアトリム・リヤサイドトリム リヤシートクッションパッド ピラーカバー ダッシュサイレンサー ティビアパッド リヤフロアスペーサー バッテリーカバー	室内内張り部品 リヤシート内部クッション部品 ピラー部内張り部品 遮音部品 衝突緩衝部品 床嵩上げ部品 バッテリー遮熱カバー
住宅事業	産業資材	産業資材 〃 建築資材 土木資材	住宅設備部材等 遮音・防音材 床・壁・天井材等 遮水・止水・排水材等
	不動産	販売用土地	
その他	発泡プラスチック成形品等	梱包用緩衝材等	緩衝材等

(12) 営業所及び工場

①　当　社

名称	所在地	名称	所在地
本社	神奈川県	住宅営業部	神奈川県
東京営業部	神奈川県	長野工場	長野県
東海営業部	岐阜県	甲府工場	山梨県
広島営業所	広島県	岐阜工場	岐阜県
中国統括部	中華人民共和国		

② 子会社

名　　称	所　在　地
盟和（大連）汽車配件有限公司	中華人民共和国
盟和（佛山）汽車配件有限公司	中華人民共和国
MEIWA INDUSTRY(THAILAND)CO.,LTD.	タ　イ　王　国
MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA,INC.	アメリカ合衆国
MEIWA INDUSTRIA MÉXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ合衆国

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数　　504名（前期比12名減）

（注）従業員数には、臨時及び嘱託従業員数（48名）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従 業 員 数　　244名（前期比7名減）

平 均 年 齢　　43.9歳

平均勤続年数　　20.4年

（注）従業員数には、臨時及び嘱託従業員数（34名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況

借　　入　　先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社三井住友銀行	1,619
株式会社群馬銀行	790
三井住友信託銀行株式会社	700
太陽生命保険株式会社	500
株式会社商工組合中央金庫	475

(15) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数（普通株式） 9,408,000株

(2) 発行済株式総数（普通株式） 3,499,672株
（自己株式3,187株を除く）

(3) 株主数 3,509名
（前期末比306名増）

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	308,900	8.82
太陽生命保険株式会社	210,120	6.00
株式会社陽栄	180,355	5.15
株式会社三井住友銀行	130,926	3.74
株式会社プライムポリマー	119,200	3.40
コウセイハク	95,100	2.71
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	85,000	2.42
三井物産プラスチック株式会社	80,000	2.28
日本生命保険相互会社	66,478	1.89
盟和産業従業員持株会	65,979	1.88

（注） 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏　　名
代表取締役社長		飯　塚　　清
取締役専務執行役員	自動車部品営業部門、住宅営業部門　担当 盟和（大連）汽車配件有限公司董事 盟和（佛山）汽車配件有限公司董事 MEIWA INDUSTRY(THAILAND)CO.,LTD.取締役 MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA,INC.取締役	丸　茂　康　弘
取締役常務執行役員	技術開発部門、海外事業　担当 盟和（大連）汽車配件有限公司董事長 盟和（佛山）汽車配件有限公司董事長 MEIWA INDUSTRY(THAILAND)CO.,LTD.取締役 MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA,INC.取締役	湯　澤　伊知郎
取締役	株式会社三陽商会　社外監査役	三　浦　孝　昭
取締役 （監査等委員・常勤）		千　野　廣　司
取締役 （監査等委員）	弁護士、株式会社中村屋　社外監査役	原　　秋　彦
取締役 （監査等委員）	株式会社はせがわ　社外取締役	森　山　弘　和

（注）1. 取締役三浦孝昭氏並びに取締役(監査等委員)千野廣司氏、原　秋彦氏及び森山弘和氏は社外取締役であります。
2. 当期中の取締役の異動は次の通りであります。
①取締役湯澤伊知郎氏は、2021年６月25日開催の第66回定時株主総会で新たに選任され、就任いたしました。
②取締役大槻久人氏は、2021年６月25日開催の第66回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。
3. 取締役(監査等委員)千野廣司氏は、金融機関で培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために千野廣司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役三浦孝昭氏並びに取締役(監査等委員)千野廣司氏、原　秋彦氏及び森山弘和氏を、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、社外取締役及び各監査等委員である取締役との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令に規定されている最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び執行役員等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定す

る役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、１年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

取締役の報酬は、優秀な人材を確保できる水準、従業員給与水準を勘案しつつ、当社グループの連結業績、株主還元等様々な視点から報酬額の妥当性・内容を判断することを基本方針とする。

具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は基本報酬のみとする。

2) 固定報酬の個人別の報酬等の額又は算定方法の決定方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位別、社外取締役に区分し、当社経営環境、社外専門機関調査による他社水準等考慮し、適切な水準で役位に応じ定期的に設定するものとする。

3) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額又は数の算定方法の決定方針

業績連動報酬は、役員賞与として予め役位別に設定された支給額を、従業員の支給時に併せ、年に2回支給。経営上の目標達成状況を判断する客観的な定量的数値として、連結経営計画における連結営業利益・連結経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益に対する達成度合及び株主還元等勘案し、

達成が見込まれる場合には予め設定された支給額を支給する。目標未達が想定される場合、基本、役位別・責任度合に応じ減額での支給とする。

なお、非金銭報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブプランを業績、他社水準、社会情勢等を勘案し適宜、導入の検討及び見直しをする。

4) 取締役の個人別の報酬等の額（全体）に対する割合の決定方針

取締役の役位に応じ、また従業員支給水準を踏まえ、個別割合を設定するものとする。

なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を90%、業績連動報酬を10%とする。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方法

取締役会にて様々な視点から報酬額の妥当性・内容を判断し報酬総額を決議する。個別の支給額については予め設定されている役位別の水準等勘案し、客観性・公平性を確保しつつ、取締役会が代表取締役に一任している。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	88,406	86,130	2,276	－	6
（うち社外取締役）	(6,750)	(6,750)	(－)	(－)	(2)
取締役（監査等委員）	12,150	12,150	－	－	3
（うち社外取締役）	(12,150)	(12,150)	(－)	(－)	(3)
監査役	5,070	5,070	－	－	3
（うち社外監査役）	(1,920)	(1,920)	(－)	(－)	(2)
合　計	105,626	103,350	2,276	－	12
（うち社外役員）	(20,820)	(20,820)	(－)	(－)	(7)

（注）1. 上表には、2021年６月25日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名及び監査役３名を含んでおります。なお当社は、2021年６月25日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 業績連動報酬等は、報酬等の基本方針に基づき、当社グループの連結業績、株主還元等より判断し、決定しております。連結経営計画の達成度合を踏まえ、当事業年度においては役位別に一定の割合で減額支給しております。

3. 取締役会は、代表取締役飯塚　清氏に対し、予め役位別に設定された支給額、責任度合、連結経営計画への達成度合等を踏まえた賞与配分の決定を委任しております。委任した理由は各取締役の当社全体の業績等への関与・責任度合について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任するにあたり、同取締役会での、代表取締役からの役位別支給割合の表明をもとに、各取締役個別賞与の配分について委任することを承認しており、当該報酬内容は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針等に沿うものと判断しております。

③　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の金額報酬の額は、2008年６月26日開催の第53回定時株主総会において年額３億円以内と決議しております（使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時の取締役の員数は、９名です。監査役の金銭報酬の額は、2008年６月26日開催の第53回定時株主総会において年額５千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は、４名です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2021年６月25日開催の第66回定時株主総会において年額２億円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、４名(うち社外取締役１名)です。監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2021年６月25日開催の第66回定時株主総会において年額５千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は、３名(うち社外取締役３名)です。

(5) 社外役員に関する事項

①　他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況

該当事項はありません。

②　他の法人等の社外役員との重要な兼職状況

社外取締役三浦孝昭氏は、株式会社三陽商会の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）原　秋彦氏は、株式会社中村屋の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）森山弘和氏は、株式会社はせがわの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

③　当事業年度における主な活動の状況

地　位	氏　名	主　な　活　動　状　況　等
社外取締役	三浦孝昭	当期開催の取締役会16回中16回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜意見を述べております。 主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業会計・財務面について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	原　秋彦	当期開催の取締役会16回中、取締役として３回、監査等委員として13回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜意見を述べております。また、当期開催の監査等委員会13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に国際的な企業法務の側面にて監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	森山弘和	当期開催の取締役会16回中、監査役として３回、監査等委員として13回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜意見を述べております。また、当期開催の監査役会４回中４回に出席、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員会13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 経営コンサルティングの知見、企業経営者としての経験等より、特に各ステークホルダーの視点より、取締役会・監査役会・監査等委員会にて、適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	千野廣司	当期開催の取締役会16回中、監査役として３回、監査等委員として13回に出席し、疑問点等を明らかにするために適宜意見を述べております。また、当期開催の監査役会４回中４回に出席、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員会13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 金融機関で培った財務及び会計に関する知見、企業経営者としての経験等より、経営全般に亘り、取締役会・監査役会・監査等委員会にて、適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

28,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうちMEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA,INC.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（「内部統制システム構築の基本方針」）を以下のとおり定めております。

① 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（海外子会社の取締役相当職を含む。以下、「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 「企業理念」及び法令及び社会通念を遵守した行動を取るための「企業行動規範」の徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会が当社グループにおけるコンプライアンスに関する取り組みを横断的に統括する。同委員会での

協議・決定事項については当社グループの取締役等へ報告する。
2) 内部通報制度を活用して不正・違反行為等の早期発見と是正を図るものとする。
3) 反社会的勢力との関係を排除するとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察・顧問弁護士等と緊密に連携し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書帳票管理規程、情報管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役は文書帳票管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループで発生する可能性がある多様なリスクについては、コンプライアンス規程、リスク管理規程等の社内規程に基づき、コンプライアンス委員会で「全部門で想定されるリスクガイドライン」を制定し、責任部署を明確化するとともに対策を立案し、実行する。同ガイドラインは必要に応じて見直しを行うものとする。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
2) 連結およびグループ各社の中期経営計画・年度計画等の策定、当社グループの経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
3) 当社グループの業務執行に係る情報を当社各部門・グループ各社間で共有し、適切かつ効率的な業務執行が行われるよう、各子会社を含め毎月定期的に会議体を開催する。
4) 当社取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとし、各子会社においてもグループ会社管理規程のもと当社規程等に準じた業務分掌規程等を整備するよう指導する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1) 担当取締役は、グループ各社においてコンプライアンス体制の整備が行われるよう努めるとともに、グループ各社から定期的に業務執行状況の報告を受け適宜指導する。
2) 当社は、グループ会社管理規程に基づき、各子会社に対し、業績状況については毎月、その他決算状況、経営上の重要事項については定期的に当社に報告することを義務付けている。
3) 当社内部監査室は、グループ会社管理規程に基づき、必要に応じて業務監査・会計監査・組織、制度監査等の内部監査を実施する。
4) 当社は、財務報告の信頼性を確保するための金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に

機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査室のスタッフの中から監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会より監査職務の遂行に必要な指示を受けた当該使用人は、その指示に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮・命令を受けないものとする。また当該使用人の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

⑧ 当社グループの取締役等及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 監査等委員である取締役は、経営会議、コンプライアンス委員会その他社内会議に出席するとともに、重要な議事録・稟議書等、随時閲覧できる体制とし、必要に応じて、当社グループの取締役等及び使用人にその説明を求めることができるものとする。

2) 当社グループの取締役等及び使用人は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは監査等委員会に報告する体制とする。

3) 監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

4) 内部通報制度管理規程に基づき、社内窓口を担当部署と監査等委員会、外部窓口を顧問弁護士とし内部通報制度を運用し、速やかに通報状況を窓口関係者間で共有する体制とする。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査等委員会がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見及び情報の交換を行う。また、監査等委員会は、職務遂行にあたり、必要に応じて公認会計士、弁護士、コンサルタント等の外部専門家を活用できる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

当社グループは上記の（「内部統制システム構築の基本方針」）に基づき、内部統制の整備と適切な運用を実施しております。

また、内部監査室では事業年度ごとに「財務報告に係る内部統制の基本計画

書」を策定し、取締役会での決議、コンプライアンス委員会での内容説明、さらに策定した計画の実施状況を取締役会で中間報告する等、適切な内部統制の整備・運用・評価に努めております。

② コンプライアンス体制について

当社はコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施をしております。

また、社内各部署においては事業年度ごとに「コンプライアンス行動計画」を策定し、「企業理念」、「企業行動規範」、各種関連法令等、全社員へのコンプライアンス意識の浸透・高揚に努めております。

法令違反・不正行為等の早期発見及び未然防止については、当社グループを対象とした「内部通報制度管理規程」により、内部通報制度を周知し、社員に対して不正防止・自浄作用等の意識向上を図っております。

③ リスク管理体制について

事業年度ごとに、全社的な重要リスクの見直し作業を行い「全部門で想定されるリスクガイドライン」を策定し、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図っております。

④ 子会社の管理体制について

当社は「グループ会社管理規程」に基づき、海外業務部が主体となり、定期的な会議体を開催し、各子会社からの業務執行状況・業績状況等、資料の提出とともに報告を受け、業務の適正の確保に努めております。

また、当社の内部監査室は監査等委員会と連携を図りながら、グループ各社の業務監査、会計監査、組織・制度監査等の内部監査を実施しております。

⑤ 取締役の職務執行について

当社の取締役会は、社外取締役４名を含む７名で構成されております。

原則として毎月１回定時取締役会を開催し（当期は16回開催）、法令等に定められた事項及び経営方針・経営計画の策定等、経営に関する重要事項を決定しております。また、月次の経営業績の分析・対策・評価の検討、期中での経営計画の見直し、中期経営計画の進捗状況の把握、計画対比乖離の分析、対応等の協議、検討を行っております。

当社グループの経営戦略に係る重要案件については、事前に経営会議において議論を行っております。

取締役会等の会議体において建設的な議論・意見交換ができるよう、議案及び関連資料の事前配布を徹底し、全取締役に充分に検討する時間を確保しております。

取締役会の実効性評価については、前期と同様、全取締役を対象とした個別アンケートにより実施し、取締役会出席メンバーにて評価結果による現状認識・協議を行い、取締役会の議事運営は概ね適切であり、当社取締役会の実効性は充分確保されているものと評価いたしました。今後も継続して取締役会の実効性の向上に努めてまいります。

なお、取締役会、経営会議等取締役が主催又は出席する会議体の議事録は、

総合管理部が作成し管理しております。

⑥　監査等委員の職務執行について

当社の監査等委員会は、社外取締役３名で構成されており、原則として毎月１回定時監査等委員会を開催しております（当期は13回開催。なお、監査等委員会設置会社移行前は監査役会を4回実施。）。

また、監査等委員は取締役会への出席、常勤監査等委員は、監査等委員会事務局の内部監査室及び総合管理部と連携し、経営会議及びその他の重要会議への出席、取締役、経営陣幹部、従業員等からの業務執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行の監査及び内部統制の整備、運用状況を確認しております。

当社の内部統制システム全般のモニタリングについては、会計監査人、内部監査室と連携し、定期的な情報交換を行っております。

なお、必要に応じて監査等委員の指揮命令のもと、監査等委員会事務局の内部監査室と総合管理部が監査等委員の職務を補助しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は現時点では当該基本方針及び買収防衛策につきましては、特に定めておりません。

(4) 剰余金の処分の件

企業基盤強化のために必要な内部留保を確保しながら、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案して、配当を実施することを基本方針としています。今後も、持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、１株につき25円とさせていただきます。すでに、実施済みの中間配当金１株当たり25円とあわせまして、年間配当金は１株当たり50円となります。

連結貸借対照表

（2022年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**12,774,608**	**流動負債**	**8,918,188**
現金及び預金	3,658,085	支払手形	2,268,656
受取手形	210,768	買掛金	1,703,162
電子記録債権	527,909	短期借入金	2,289,640
売掛金	4,788,304	1年内返済予定の長期借入金	1,484,755
有価証券	200,000	リース債務	173,103
商品及び製品	1,899,009	未払金	323,237
原材料及び貯蔵品	1,259,217	未払法人税等	61,774
前払費用	70,160	未払消費税等	130,976
未収入金	129,871	未払費用	185,293
その他	31,280	預り金	29,837
固定資産	**10,270,167**	賞与引当金	123,816
有形固定資産	**7,921,134**	役員賞与引当金	476
建物	2,510,350	設備支払手形	132,233
構築物	109,325	その他	11,223
機械及び装置	1,707,579	**固定負債**	**3,349,870**
車両及び運搬具	1,163	長期借入金	1,095,354
工具器具及び備品	403,342	リース債務	341,593
土地	2,328,992	長期未払金	76,545
リース資産	624,702	退職給付に係る負債	1,794,165
建設仮勘定	235,679	その他	42,211
無形固定資産	**403,451**	**負債合計**	**12,268,058**
借地権	362,460	（純資産の部）	
ソフトウェア	40,483	**株主資本**	**9,839,738**
その他	508	資本金	2,167,399
投資その他の資産	**1,945,581**	資本剰余金	2,377,042
投資有価証券	821,963	利益剰余金	5,298,887
出資金	24,350	自己株式	△3,589
繰延税金資産	613,816	**その他の包括利益累計額**	**936,978**
保険積立金	111,305	その他有価証券評価差額金	118,063
その他	392,298	為替換算調整勘定	865,537
貸倒引当金	△18,152	退職給付に係る調整累計額	△46,622
資産合計	**23,044,775**	**純資産合計**	**10,776,717**
		負債及び純資産合計	**23,044,775**

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**19,679,624**
売上原価		**16,664,303**
売上総利益		**3,015,321**
販売費及び一般管理費		**2,758,222**
営業利益		**257,098**
営業外収益		
受取利息	4,193	
受取配当金	40,825	
受取補償金	6,639	
その他営業外収益	26,648	78,306
営業外費用		
支払利息	56,391	
支払手数料	26,340	
為替差損	24,399	
その他営業外費用	7,610	114,743
経常利益		**220,661**
特別利益		
投資有価証券売却益	213,916	213,916
特別損失		
固定資産除却損	2,588	
減損損失	16,994	
支払補償金	27,000	46,583
税金等調整前当期純利益		**387,994**
法人税、住民税及び事業税	56,230	
法人税等調整額	24,220	80,450
当期純利益		**307,543**
親会社株主に帰属する当期純利益		**307,543**

連結株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,167,399	2,377,042	5,236,134	△3,409	9,777,167
会計方針の変更による累積的影響額			△69,801		△69,801
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,167,399	2,377,042	5,166,333	△3,409	9,707,365
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△174,989		△174,989
親会社株主に帰属する当期純利益			307,543		307,543
自己株式の取得				△180	△180
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	132,554	△180	132,373
当連結会計年度末残高	2,167,399	2,377,042	5,298,887	△3,589	9,839,738

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	179,082	290,769	△47,558	422,293	10,199,460
会計方針の変更による累積的影響額					△69,801
会計方針の変更を反映した当期首残高	179,082	290,769	△47,558	422,293	10,129,658
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△174,989
親会社株主に帰属する当期純利益					307,543
自己株式の取得					△180
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△61,018	574,767	936	514,685	514,685
連結会計年度中の変動額合計	△61,018	574,767	936	514,685	647,058
当連結会計年度末残高	118,063	865,537	△46,622	936,978	10,776,717

貸借対照表

（2022年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**9,556,888**	**流動負債**	**8,182,172**
現金及び預金	2,243,456	支払手形	2,268,656
受取手形	41,930	買掛金	1,386,222
電子記録債権	527,909	短期借入金	2,289,640
売掛金	4,147,603	1年内返済予定の長期借入金	1,244,402
有価証券	200,000	リース債務	172,063
商品及び製品	1,373,191	未払金	279,927
原材料及び貯蔵品	553,664	未払法人税等	58,123
前払費用	49,888	未払消費税等	120,935
未収入金	121,324	未払費用	96,003
関係会社短期貸付金	244,820	預り金	9,669
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	47,522	賞与引当金	123,816
その他	5,578	役員賞与引当金	476
固定資産	**11,905,107**	設備支払手形	132,233
有形固定資産	**4,719,834**	**固定負債**	**2,943,967**
建物	1,134,152	長期借入金	801,440
構築物	43,107	リース債務	338,076
機械及び装置	583,015	長期未払金	76,545
車両及び運搬具	1,163	退職給付引当金	1,727,005
工具器具及び備品	173,727	その他	900
土地	2,024,669	**負債合計**	**11,126,139**
リース資産	619,420	（純資産の部）	
建設仮勘定	140,578	**株主資本**	**10,217,793**
無形固定資産	**45,071**	**資本金**	**2,167,399**
借地権	11,562	**資本剰余金**	**2,386,743**
ソフトウェア	33,352	資本準備金	1,696,397
その他	156	その他資本剰余金	690,345
投資その他の資産	**7,140,201**	**利益剰余金**	**5,667,240**
投資有価証券	821,963	利益準備金	414,702
関係会社株式	3,354,374	その他利益剰余金	5,252,538
出資金	24,350	償却資産圧縮積立金	3,037
関係会社出資金	2,180,200	土地圧縮積立金	61,460
繰延税金資産	586,339	別途積立金	4,450,000
保険積立金	111,305	繰越利益剰余金	738,041
その他	79,822	**自己株式**	**△3,589**
貸倒引当金	△18,152	**評価・換算差額等**	**118,063**
		その他有価証券評価差額金	118,063
		純資産合計	**10,335,857**
資産合計	**21,461,996**	**負債及び純資産合計**	**21,461,996**

損 益 計 算 書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**14,878,280**
売上原価		**12,767,984**
売上総利益		**2,110,296**
販売費及び一般管理費		**2,030,488**
営業利益		**79,808**
営業外収益		
受取利息	4,718	
受取配当金	40,825	
その他営業外収益	15,461	61,004
営業外費用		
支払利息	47,593	
支払手数料	25,073	
為替差損	20,643	
その他営業外費用	3,026	96,336
経常利益		**44,476**
特別利益		
投資有価証券売却益	213,916	213,916
特別損失		
固定資産除却損	2,412	
支払補償金	27,000	29,412
税引前当期純利益		**228,979**
法人税、住民税及び事業税	35,906	
法人税等調整額	27,446	63,352
当期純利益		**165,627**

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金（注）	利益剰余金合計
当期首残高	2,167,399	1,696,397	690,345	2,386,743	414,702	5,331,702	5,746,404
会計方針の変更による累積的影響額						△69,801	△69,801
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,167,399	1,696,397	690,345	2,386,743	414,702	5,261,900	5,676,603
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△174,989	△174,989
当期純利益						165,627	165,627
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△9,362	△9,362
当期末残高	2,167,399	1,696,397	690,345	2,386,743	414,702	5,252,538	5,667,240

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,409	10,297,138	179,082	179,082	10,476,220
会計方針の変更による累積的影響額		△69,801			△69,801
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,409	10,227,336	179,082	179,082	10,406,419
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△174,989			△174,989
当期純利益		165,627			165,627
自己株式の取得	△180	△180			△180
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△61,018	△61,018	△61,018
事業年度中の変動額合計	△180	△9,542	△61,018	△61,018	△70,561
当期末残高	△3,589	10,217,793	118,063	118,063	10,335,857

（注）その他利益剰余金の内訳

（単位：千円）

	償却資産圧縮積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合　計
当期首残高	3,220	61,460	4,450,000	817,021	5,331,702
会計方針の変更による累積的影響額				△69,801	△69,801
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,220	61,460	4,450,000	747,220	5,261,900
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△174,989	△174,989
当期純利益				165,627	165,627
自己株式の取得					－
償却資産圧縮積立金の取崩	△183			183	－
事業年度中の変動額合計	△183	－	－	△9,179	△9,362
当期末残高	3,037	61,460	4,450,000	738,041	5,252,538

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

盟 和 産 業 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
横 浜 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　平 井　　清

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　新名谷　寛昌

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、盟和産業株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、盟和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

盟 和 産 業 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 あ ず さ 監 査 法 人
横 浜 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　平 井　　清

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　新名谷　寛昌

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、盟和産業株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第67期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月23日

盟和産業株式会社　監査等委員会

社外監査等委員(常勤)　千　野　廣　司　㊞

社外監査等委員　原　秋　彦　㊞

社外監査等委員　森　山　弘　和　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、企業基盤強化のために必要な内部留保を確保しながら、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向等を総合的に勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は87,491,800円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2022年６月30日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

（１）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

（２）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

（３）株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

２．変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	（電子提供措置等） 第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
（新　設）	附則 （株主総会資料の電子提供に関する経過措置） 第２条　現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 ３　本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	飯塚（いいづか）　清（きよし） （1952年４月12日生） 男性	2005年12月　株式会社三井住友銀行より当社へ出向、理事（総務部専任部長） 2006年６月　当社執行役員管理部門副担当 2007年６月　当社取締役執行役員管理部門、海外事業推進、内部統制副担当 2008年６月　当社取締役常務執行役員管理部門（企画部）担当、海外事業推進担当 2010年６月　当社取締役常務執行役員管理部門、海外業務部、内部統制担当 2013年６月　当社取締役専務執行役員管理部門、海外業務部、内部統制担当 2015年４月　当社取締役副社長執行役員、社長補佐、管理部門、海外業務部、内部統制担当 2017年４月　当社代表取締役社長 現在に至る	32,900株
	（選任理由） 飯塚　清氏は、海外での豊富な実務経験、さらに当社グループ内における海外事業の推進、管理部門を担当するなど幅広い見識を有し、2017年4月より当社の代表取締役社長を務め、グループ全体の経営の指揮を執り企業価値の向上を強力に推進しております。その実績、能力、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	丸茂康弘（まるもやすひろ） （1959年２月22日生） 男性	1982年４月 当社入社 2005年６月 当社甲府工場長 2007年12月 当社東海営業部長 2009年６月 当社執行役員自動車部品営業部門副担当、東海営業部長 2012年３月 MEIWA INDUSTRY(THAILAND)CO.,LTD.社長 2015年11月 当社執行役員自動車部品営業部門副担当、東京営業部長兼群馬営業所長 2019年４月 当社常務執行役員自動車部品営業部門（東京営業部）担当、東京営業部長兼群馬営業所長 2020年１月 当社常務執行役員自動車部品営業部門担当 2020年４月 当社専務執行役員自動車部品営業部門担当 2020年６月 当社取締役専務執行役員自動車部品営業部門担当 2021年６月 当社取締役専務執行役員自動車部品営業部門、住宅営業部門担当 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 盟和（大連）汽車配件有限公司董事 盟和（佛山）汽車配件有限公司董事 MEIWA INDUSTRY(THAILAND)CO.,LTD.取締役 MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA,INC.取締役	7,500株
	（選任理由） 丸茂康弘氏は、技術開発、生産部門での豊富な実務経験、ASEANへの拠点進出から生産拠点構築・運営と経営者として携わり、現在営業部門担当としての陣頭指揮等、グループ全体の企業価値の向上を強力に推進しております。その実績、能力、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	湯澤伊知郎（ゆざわいちろう） （1961年12月22日生） 男性	1985年４月 当社入社 2009年11月 当社中国室長 2010年６月 盟和（佛山）汽車配件有限公司副総経理 2011年６月 同社総経理 2014年６月 当社執行役員、盟和（佛山）汽車配件有限公司総経理 2016年４月 当社執行役員、調達部、生産部門副担当 2017年４月 当社常務執行役員、海外業務部、調達部担当 2018年４月 当社常務執行役員、海外業務部、住宅営業部門、調達部担当 2019年６月 当社常務執行役員、海外業務部担当、調達部副担当 2020年５月 当社常務執行役員、技術開発部門、海外業務部担当 2021年６月 当社取締役常務執行役員、技術開発部門、海外事業担当 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 盟和（大連）汽車配件有限公司董事長 盟和（佛山）汽車配件有限公司董事長 MEIWA INDUSTRY(THAILAND)CO.,LTD.取締役 MEIWA INDUSTRY NORTH AMERICA,INC.取締役	1,400株
	（選任理由） 湯澤伊知郎氏は、技術開発での豊富な実務経験、海外現地法人運営と経営者として携わり、技術開発部門、海外事業担当としての陣頭指揮等、グループ全体の企業価値の向上を強力に推進しております。その実績、能力、人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	※ 小峰（こみね）　光（ひかり） （1971年10月27日生） 女性	1999年10月　中央監査法人入社 2004年４月　公認会計士登録 2009年10月　あらた監査法人入社 2018年９月　小峰公認会計士事務所開設 現在に至る 2019年６月　内外テック株式会社　社外監査役 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 内外テック株式会社　社外監査役 小峰公認会計事務所　代表	0株
	（選任理由及び期待される役割の概要） 小峰　光氏は、会計の専門家として豊かな経験と専門知識を有することから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業会計の分野を専門としており、専門的な立場からの監督・助言を期待しております。		

（注）1. ※印は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小峰　光氏は社外取締役候補者であります。
4. 責任限定契約について
会社法第427条第１項に基づき、小峰　光氏との間で責任限定契約の締結を予定しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令に定める金額のいずれか高い額を限度とするものであります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の13～14頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 小峰　光氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 各候補者の所有する当社株式の数は、所有する株式数に役員持株会での持分を合算して表示しております。

第４号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)導入の件

当社は、2022年６月１日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、2022年６月29日開催予定の当社第67回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認いただくことを条件として、下記の内容の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

本プランの導入を決定した上記の取締役会には、監査等委員を含む取締役全員（７名うち社外取締役４名）が出席し、全員一致で承認可決されております。

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、特定の者による当社株式の大量取得行為の提案を受け入れるか否かは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると認識しております。

しかし、自動車内装部品製造という当社の経営にあたっては、取引先である自動車メーカー等から長年に亘っていただいている信頼が重要であり、その基盤となる当社独自の技術開発力・加工技術力の伝承と継続的な進化、製品の品質・安全性・環境性能の高い水準での確保が必要不可欠であります。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者において、これらに対する理解がない場合には、当社の企業価値又は株主共同の利益の確保・向上が妨げられる可能性があります。

当社は、当社株式の大量取得行為が行われる場合、買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量取得行為が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響を、株主の皆様にご判断いただくことは困難であると考えます。また、大量取得行為の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保持することができない可能性がある等、当社の企業価値の源泉が長期的にみて毀損されるおそれがあるもの、当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益が損なわれるおそれのあるものも考えられます。

上記の観点から、当社取締役会は、大量取得者に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な情報を提供するよう求めたうえ、大量取得者の提案が当社の企業価値又は株主の皆様の共同利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討できるようにするとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量取得行為を行う者は、

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、そのような者による大量取得行為に対して必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが、株主の皆様から負託された者の責務であると考えております。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

1.　当社の企業価値の源泉について

当社グループ（当社及びその子会社をいい、以下「当社グループ」といいます。）は、1956年（昭和31年）に創立し、日本で初めて成形フロアマットを製造・販売して以来、合成樹脂による自動車内装部品の製造を中心に、日本の自動車産業とともに発展してまいりました。トランク部品、フロア部品、ルーフ部品、シート部品等、原材料から製品まで自社「一貫生産」によりコストの削減、品質の向上などを実現し、お客様のニーズに幅広く対応しております。また、自動車内装部品で培った技術を応用し、住宅設備資材や土木資材などの分野でも高い評価を頂いております。

当社の企業価値の源泉は、次の３点であると考えております。これらはいずれも、当社がこれまで短期的な利益のみを追求することなく、技術力を磨き、それに支えられた取引先との強固な信頼関係や当社製品についての社会的信頼の構築に真摯に取り組むことにより、培われてきたものであります。

(1)　取引先との信頼関係

自動車内装部品の受注獲得と継続的な供給にあたっては、取引先である自動車メーカーや一次サプライヤーの調達部門・設計開発部門からいただいている信頼が重要であります。当社は開発提案、品質・コスト構築、量産品の加工技術の面で取引先から評価され、日本の自動車メーカー各社と長年にわたり密接な関係を築いてまいりました。また、海外の新規取引先開拓に際しても、日系自動車メーカーとの取引で培った実績・信頼性を評価され、受注につながっております。

(2)　技術開発力・加工技術力

自動車内装部品、特に当社の主力製品であるトランク部品、フロア部品は、①製品設計・開発、②材料配合、③シーティング（シート状加工）、④成形加工（自動車部品の形に加工）、⑤仕上げ（付属部品の取付等）という過程を経て製品化されます。当社はこれらの工程を一貫して自社で行い、顧客の要望、イメージを図面化して提案、材料の段階から最終製品に至るまで改善を重ね、当社が高い技術力を有する樹脂の配合・加工・積層技術を活かしながら、機能・品質・コスト・意匠いずれをも満足していただける製品を生産しております。また、継続的な原価低減を行うことで、自動車内装として優れ、かつ、コストを抑えた製品の安定供給を実現しております。

(3) 製品の品質・安全性、環境性能

当社の製品は、自動車内装部品として顧客要求を満足する品質・性能を保持するとともに、常に高い安全性が確保されている必要があり、住宅設備資材も同様であります。

当社は品質マネジメントシステム（ISO9001、IATF16949）の取得をはじめ、継続的に品質管理体制の強化を図るとともに、法律に準じた危害性の低い端末加工方法を開発するなど製品の安全性確保に関する積極的な取り組みを行っております。

また、自社端材のリサイクル還元や再生材料の活用（購入）により環境への負荷を低減するとともに、リサイクル工程の効率化（造粒工程を省き直接材料還元）を図るなど、使用エネルギー削減によるカーボンニュートラル推進にも取り組んでおります。

また、当社は企業理念として①法令順守と高い倫理観に基づく企業活動、②環境にやさしい製品づくりによる豊かな社会への貢献、③技術革新とお客様が満足する製品の提供、④株主、取引先、地域社会等会社をとりまくさまざまな関係者との風通しの良いコミュニケーションの実践、⑤労使の相互信頼を基礎とする明朗闊達な企業風土づくり、の５項目を定めております。上記(1)～(3)に加え、株主、取引先、仕入先・協力企業、従業員、地域社会の方々等と永年にわたって築いてきた良好で強固な関係が当社の企業価値を強く支えているものと考えております。

2. 企業価値向上への取組み

当社グループは、内装部品をグローバルに供給できるサプライヤーを目指し、2006年の中国進出を皮切りに海外展開を進めてまいりました。日系自動車メーカーの生産拠点が集中する日本、中国、北米、ASEANの「グローバル四極」に生産拠点を整備、軌道に乗せるまでに至りました。

しかしながら2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴う世界各地での工場稼動停止、2021年の半導体を中心とする部品供給不足による自動車減産と物流の混乱、ロシアのウクライナ侵攻に伴う資源・エネルギー価格の高騰など、自動車業界を取り巻く事業環境は不透明感を増しております。

このような状況の下、当社グループは、中長期的な企業価値向上に向けて以下の取組みを行っております。

(1) 収益力強化

急激な売上変動や材料等の高騰に対応した柔軟な生産体制を構築するとともに、設計・開発・生産準備・量産の各段階を通じて原価低減を強化してまいります。

また、これまで進めてきたグローバル化の効果として海外各拠点の収益寄与を高め、経営自立化を進める一方、内外の生産拠点で役割分担と連携を進めています。

(2) 市場開拓

海外の自動車内装部品では、内外連携・海外現地法人間の連携・情報共有を強化して日系メーカーのグローバル車種の受注拡大を図るとともに非日系顧客の開拓を進めています。

国内の自動車部品では、新製品・新技術の提案により差別化を図ります。顧客ニーズを確実に捉え、製品開発に活かしてまいります。

住宅事業では、住設分野の取引をさらに深化させ、業容の拡大・安定化を図ります。新規開拓を加速し有望な開発案件にリソースを重点投入して、当該事業における新たな柱となるビジネスを創出してまいります。

(3) 新製品・新技術開発

当社の特長である樹脂の配合・シーティング・成形加工技術を活かし、次の主力製品になり得る新製品、新用途の開発を加速させます。また、既存製品の改良技術開発にも継続的に取組み、当社製品の市場価値を高めてまいります。

受注拡大に留まらず、いわゆるCASE（特にEV）対応、カーボンニュートラルやSDGsの観点からも技術開発を進めております。リサイクル材料の使用を通じた廃棄物の抑制、資源の有効活用と製品の軽量化による自動車のエネルギー効率改善に取り組んでおります。

(4) 人材開発、気候変動への取組み

上記の３項目を支えるため、事業活動を担う人材の力を強化するとともに、気候変動への取組み、地球環境の保護を通して持続的な発展を目指します。

人材開発としては、異文化対応力に優れ、専門分野にかかわらず一人で多くの役割を担うことのできるグローバル人材の育成、性別や年齢、国籍等にこだわらず力のある人材の採用と戦力化の推進、集合研修やOJTなど教育研修の拡充に努めてまいります。

気候変動への取組みとしては、2050年のカーボンニュートラル達成を目指し、2030年までに2013年比で二酸化炭素排出量（スコープ１、スコープ２）50％削減に取組んでおります。また、地球環境保護に向け、産業廃棄物の排出量削減、リサイクル対象の拡大、エネルギー使用量の削減に取り組んでまいります。これらは工場ごとに目標値を設定し、PDCAを回す形で推進しております。

なお、当社は2019年に５～６年後を展望した中期経営計画「RD365」を策定し上記を重点課題として取組んでまいりました。現在も重点課題の方向性は変えず取組みを続けております。新型コロナウイルス感染拡大や部品供給制約、EV化の進展等事業環境の変化を踏まえ、取組みを一段と強化してまいります。

3.　コーポレート・ガバナンスの強化

(1)　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任（CSR）を果たし、株主・取引先・従業員など、さまざまなステークホルダーから信頼されることが企業価値の向上に不可欠であると認識しております。また、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の最重要課題の一つとしてとらえ、積極的に取り組んでおります。このために、株主総会、取締役会による経営監視はもとより、経営上の意思決定にあたってはその手続を厳格に行うなど、経営の透明性、公正性を確保しつつ、他方で業務執行の決定を広く取締役に委任することで迅速な運営を行なっております。

なお、取締役会の監査機能を強化し、業務執行と監督を分離して経営の意思決定の迅速化を図るため、2021年６月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

(2)　企業統治の体制の概要

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名、監査等委員である取締役３名の計７名で構成しております。また取締役のうち、過半数の４名が独立社外取締役であり、財務・会計・法務等の知見や企業経営の経験を有しており、経営の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの経営の監督、適切な助言等が得られる体制としております。

また、本定時株主総会の第３号議案において、女性の取締役の選任を付議しており、今後も知識・経験・能力のバランス、多様性等を勘案し、最適な取締役会の構成を検討してまいります。

上記のほか、今後も最新のコーポレートガバナンス・コード、更には、株主、取引先、地域社会等、全てのステークホルダーへの対応を考慮しながら、継続的にコーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めてまいります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2021年12月28日）をご参照ください。

Ⅲ．本プランの目的及び内容

1.　本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Ⅰ．に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当

社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するとともに、当社株式に対する大量取得行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案する、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、2022年３月31日現在の当社の大株主の状況は別添のとおりです。また、現時点においては、当社が特定の第三者から当社株式の大量取得行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2.　本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランに基づく対抗措置を発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量取得行為を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プランに基づく対抗措置の発動要件を満たす場合等には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに基づく対抗措置（新株予約権の無償割当て）の発動、不発動等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を開催し、株主の皆様の意思を確認します。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランに係る手続等

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①、②若しくは③に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案[1]を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

① 当社が発行者である株券等[2]について、保有者[3]の株券等保有割合[4]が20%[5]以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等[6]について、公開買付け[7]を行う者の株券等所有割合[8]及びその特別関係者[9]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(i)当社の株券等の取得をしようとする者又はその共同保有者[10]若しくは特別関係者（以下本③において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同

---

1 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。
5 仮に本プラン導入時において、既に当社の株券等について20%以上の株券等保有割合を有する保有者がいたことが大量保有報告書により確認された場合には、当該保有者との関係においては、本プラン導入時において保有していた株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合とするものとします。その場合、当社取締役会において本書における関連個所を適宜見直すものとします。
6 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
7 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
8 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。
9 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。
10 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

ないし協調して行動する関係[11]を樹立するあらゆる行為[12]であって、(ii)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

買付等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下にかかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力のある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとします。）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、当社は、必要に応じて、買付者等に対し買付説明書その他の情報の提供に期限を設定することがあります。

---

11 「当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該株券等取得者等及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

12 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」、本プラン導入時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙2「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び買付者等を被支配法人等[13]とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、並びに当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）[14]
② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
③ 買付等の価格及びその算定根拠
④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意の内容及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対する対応方針
⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書その他の情報（追加的に提出を求めた情報も含みます。以下同じとします。）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（以下「取締役会検討期間」といいます。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

13 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
14 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等からの買付説明書その他の情報等の提供が十分になされたと認めた場合、情報等の受領から90日間が経過するまでの間（取締役会検討期間を含み、以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付等が下記(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」において定められる発動事由（同(2)に記載される準発動事由も含み、以下「本発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合等には、引き続き買付者等より情報提供を受ける必要や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て）その他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称します。）を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当て等を実施するにあたり、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i)　当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii)　当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、本発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について本発動事由に該当するとの判断に至らなかった場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の勧告を行わないものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が本発動事由に該当することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、買付等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するおそれがある場合、その理由を付して、株主総会を開催し買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することもできるものとします。

(f)　取締役会の決議

当社取締役会は、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従い決議を行うものとします。また、当該株主意思確認総会が開催されない場合には、独立委員会からの上記(e)に従った勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

(g)　株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、(i)上記(e)に従い、独立委員会が、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、当社取締役会が、買付等に対して本新株予約権の無償割当て等を実施すべきと考える場合であって、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h)　情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等

の概要、当社取締役会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2)　本新株予約権の無償割当て等の要件

本プランに基づく対抗措置として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(1)「本プランに係る手続等」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

(a)　下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

①　株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為

②　当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③　当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④　当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b)　強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c)　買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、又は買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d)　当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先、地域社会その他のステークホルダーとの関係を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合（本プランにおいて「準発動事由」といいます。）には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(1)「本プランに係る手続等」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

(3)　本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき本新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、以下のとおりです。

(a)　本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b)　割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c)　本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d)　本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として１株とします。

(e)　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」と

は、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

(f)　本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、１ヶ月間から６ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g)　本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者[15]、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者[16]、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)乃至(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ)上記(Ⅰ)乃至(Ⅴ)に該当する者の関連者[17]（以下、(Ⅰ)乃至(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

---

15 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%（脚注5に記載された理由により当社取締役会が20%を超える割合を認めた場合には、当該割合）以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

16 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

17 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h)　本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i)　当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

③ その他の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします[18]。

(j)　合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k)　新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l)　その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

---

18 非適格者に対して本新株予約権とは別の内容の新株予約権を対価として交付する旨の取得条項を定めることがあり、その詳細は、本新株予約権無償割当て決議において定めるものとします。

(4)　本プランの導入手続、有効期間、廃止及び変更

本プランは、株主の皆様の意思を反映するため、本定時株主総会にお諮りし、そのご承認をいただくことを条件として導入されるものです。

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、当該時点において、現に買付等を行っている者又は買付等を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている買付等への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、その有効期間の満了前であっても、当社の取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(5)　法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2022年６月１日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項乃至用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項乃至用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4.　株主及び投資家の皆様への影響

(1)　本プランの導入にあたって株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2)　本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

(a)　本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会又は当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主の皆様に対し、その有する当社株式１株に

つき１個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(1)「本プランに係る手続等」(e)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(b)　本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言、並びに当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報を含む当社所定の書式によるものとします。）その他の必要書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払い込むことにより、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式が発行されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c)　当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、１個の本新株予約権につき原則として１株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様の口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定されることがあり、その場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

Ⅳ．本プランの合理性

1.　企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものです。

2.　買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（①企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を全て充足しています。また、経済産業省の企業価値研究会が2008年６月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を勘案した内容となっております。さらに、東京証券取引所が2015年６月に施行した「コーポレートガバナンス・コード（2021年６月11日最終改訂）」における「原則1-5.　いわゆる買収防衛策」の定めを勘案した内容となっております。

3.　株主意思の重視

本プランは、上記Ⅲ．3.(4)「本プランの導入手続、有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会においてその導入をお諮りし、ご承認をいただくことを条件として導入されます。

また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、一定の場合に、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

さらに、本プランには、有効期間を約３年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、当該決議に従い、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっています。

4.　独立性のある社外取締役等の判断の重視及び第三者専門家の意見の取得

本プランの発動に際しては、独立性のある社外取締役及び社外の有識者等から構成される独立委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、独立委員会は、当社の費用において専門家等の助言を受けることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

5.　合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ．3.(1)「本プランに係る手続等」(e)及び上記Ⅲ．3.(2)「本新株予約権の無償割当て等の要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6.　デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上

別紙1

独立委員会規則の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会の終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う（ただし、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合は、当該株主総会決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下で取りうる合理的な施策（以下「本新株予約権の無償割当て等」と総称する。）の実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ⑥ 買付者等との協議・交渉
  - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提出する代替案の検討
  - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定
  - ⑨ 本新株予約権の無償割当て等の実施に関する株主総会招集の要否の判断

⑩　本プランの修正又は変更の承認
⑪　本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
⑫　その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑬　当社取締役会が別途独立委員会に諮問し、又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・　独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・　独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
・　各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・　独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙2

独立委員会委員略歴

氏　名	略　歴
三浦　孝昭 （1948年11月27日生）	1984年８月　監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 2000年７月　同社代表社員 2009年６月　当社社外監査役 2015年３月　株式会社三陽商会　社外監査役 2015年６月　当社社外取締役　（現任）
原　秋彦 （1952年10月11日生）	1980年４月　弁護士登録 1985年５月　米国ニューヨーク州　弁護士登録 1992年７月　三井安田法律事務所参加 1994年６月　株式会社中村屋　社外監査役　（現任） 2004年２月　日比谷パーク法律事務所参加　（現任） 2011年６月　当社社外監査役 2013年６月　当社社外取締役 2021年６月　当社社外取締役（監査等委員）　（現任）
森山　弘和 （1950年７月１日生）	1969年４月　山一證券株式会社入社 1974年７月　株式会社山一証券経済研究所出向 1994年４月　同社経営調査部長 1998年２月　株式会社森山弘和事務所　代表取締役社長 2005年４月　株式会社レコフ　常務執行役員 2008年５月　株式会社森山事務所　代表取締役社長 2015年６月　当社社外監査役 2016年６月　株式会社はせがわ　社外取締役　（現任） 2021年６月　当社社外取締役（監査等委員）　（現任）

（注）１．三浦孝昭、原　秋彦、森山弘和の各氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程436条の２に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
２．各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当社の大株主の状況

2022年３月31日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりです。

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	308,900	8.82
太陽生命保険株式会社	210,120	6.00
株式会社陽栄	180,355	5.15
株式会社三井住友銀行	130,926	3.74
株式会社プライムポリマー	119,200	3.40
コウ　セイハク	95,100	2.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	85,000	2.42
三井物産プラスチック株式会社	80,000	2.28
日本生命保険相互会社	66,478	1.89
盟和産業従業員持株会	65,979	1.88

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以上

株主総会会場ご案内図

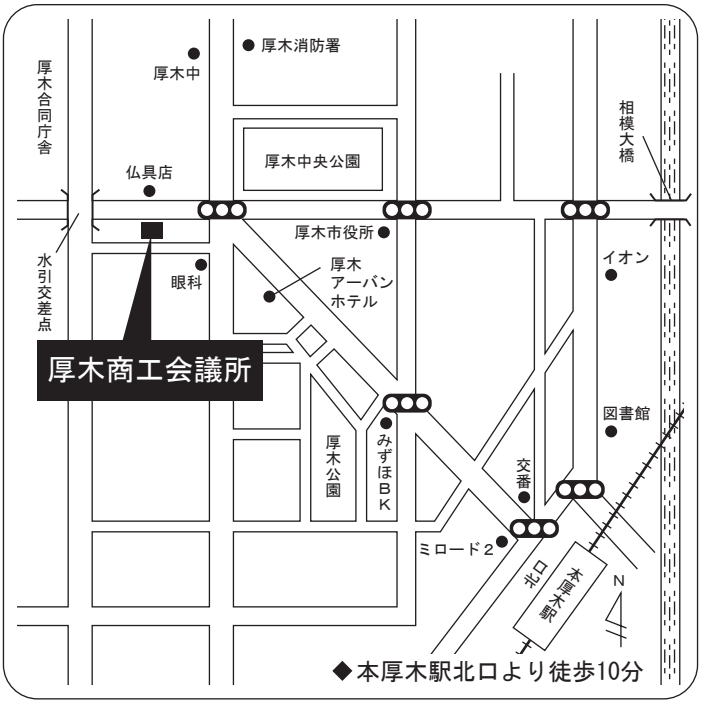

厚木商工会議所

神奈川県厚木市栄町１-16-15

☎046－221－2151

VEGETABLE OIL INK